

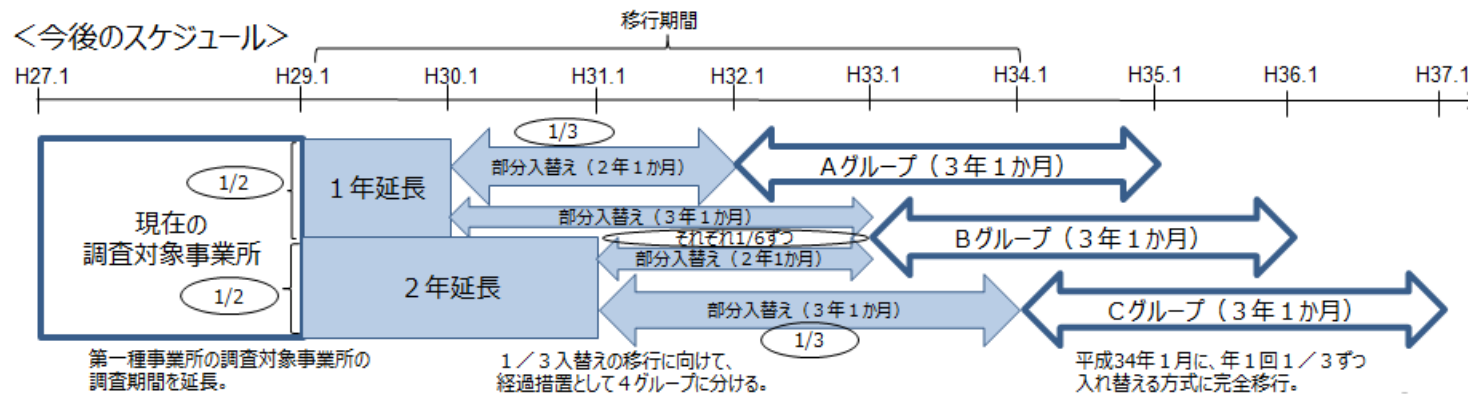
毎月勤労統計の見直しについて

毎月勤労統計調査：我が国の雇用労働者の賃金、労働時間及び雇用の毎月の変動を明らかにすることを目的とする調査

区分		調査事業所数	調査周期	調査事項	抽出方法	調査系統	調査方法
第一種事業所 (常用労働者を常時30人以上雇用する事業所)	全国調査	約 16,700 (注)	毎月	<ul style="list-style-type: none"> • 主要な生産品の名称又は事業の内容 • 企業規模 • 男女別常用労働者数、実労働時間数、現金給与額 等 	【母集団情報】 経済センサス-基礎調査 【標本抽出方法】 層化無作為一段抽出 2～3年ごとに、総入替え	厚生労働省 - 都道府県 - 報告者	<ul style="list-style-type: none"> • 郵送調査 • オンライン調査
	地方調査	約 21,500					
第二種事業所 (常用労働者を常時5人以上30人未満雇用する事業所)	全国調査	約 16,500 (注)			【母集団情報】 経済センサス-基礎調査 【標本抽出方法】 層化無作為二段抽出 半年ごとに全体の1/3を入れ替えるローテーション・サンプリング	厚生労働省 - 都道府県 - 統計調査員 - 報告者	<ul style="list-style-type: none"> • 調査員調査 • オンライン調査
	地方調査	約 22,000 注 全国調査の報告者は、地方調査の報告者でもある。					
常用労働者を常時1人以上5人未満雇用する事業所	特別調査	約 25,000	1年	<ul style="list-style-type: none"> • 事業所名 • 主要な生産品の名称又は事業の内容 • 常用労働者ごとの性別、勤続年数、1日の実労働時間数、きまって支給する現金給与額 等 	【母集団情報】 経済センサス-基礎調査 【標本抽出方法】 集落抽出	厚生労働省 - 都道府県 - 統計調査員 - 報告者	<ul style="list-style-type: none"> • 調査員調査

現在、結果精度向上に向け、以下の変更に取り組んでいるところ（統計委員会から1月に答申がなされたところ）

- 1 平成32年1月分調査から、毎年3分の1ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングを導入（30人以上事業所）
 平成34年1月のローテーション・サンプリングへの移行完了に向け経過措置を実施。
 経過措置：現在の調査対象事業所の半数は1年間、残り半数は2年間、それぞれ調査期間を延長し、その後、段階的に部分入替え



参考 従来は2～3年ごとに総入替え ⇒ 入替え時に結果に段差、数値を過去に遡って改訂
 経済財政諮問会議から、経済情勢を的確に把握するためには、GDPを推計するもととなる基礎統計の充実に努める必要があるとの指摘

2 平成30年1月分調査から、母集団情報に事業所母集団データベースを利用。

母集団情報として、従来は2～3年周期の経済センサスを利用していたが、毎年、母集団情報が更新・利用できるようになった総務省「事業所母集団データベース」の年次フレームに変更

- 1 ローテーション・サンプリング導入
- 2 事業所母集団データベースの利用



サンプル入れ替えに伴う段差が縮小し、より信頼性の高い統計が実現

※ 回収率の維持・向上のため

○統計調査員の活用範囲拡大（予算審議中）

30人以上事業所は、都道府県からの郵送調査であるが、回収率向上、都道府県の負担軽減の観点から、都道府県の判断で、統計調査員も督促業務を行うことができるようにする。

○オンライン化指導員の設置（予算審議中）

オンライン利用促進による回収率向上に向け、個別事業所へオンライン利用について指導を行うオンライン化指導員を設置

3 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成 27 年 5 月 19 日各府省統計主管課長等会議申合せ）を踏まえ、平成 30 年 1 月分調査から、常用労働者の定義を変更。

現行

（前略）常用労働者とは、期間を定めずに、又は 1 ヶ月を超える期間を定めて雇われている者及び臨時又は日雇労働者で、前 2 ヶ月の各月にそれぞれ 18 日以上雇われた者をいいます。（後略）

変更後

（前略）常用労働者とは、期間を定めずに、又は 1 か月以上の期間を定めて雇われている者をいいます。（後略）

4 全国調査及び特別調査の調査票情報の電磁的記録媒体の保存期間を、「永年」に変更。

現行

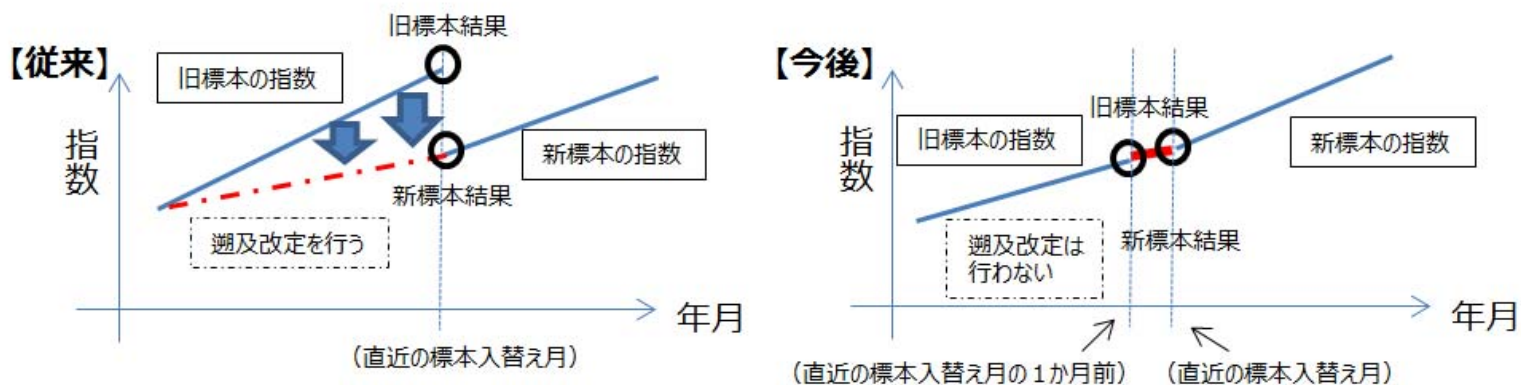
調査名	書類名	保存期間	保存責任者
全国調査及び特別調査	記入済み調査票	3 年	厚生労働大臣
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	<u>3 年</u>	
地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3 年	都道府県知事

変更後

調査名	書類名	保存期間	保存責任者
全国調査及び特別調査	記入済み調査票	3 年	厚生労働大臣
	調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	<u>永年</u>	
地方調査	記入済み調査票又は調査票の内容を記録した電磁的記録媒体	3 年	都道府県知事

5 ローテーション・サンプリングの導入を踏まえ、平成 32 年 1 月分以降、標本入替え時における新旧指数をそのまま継続。

ローテーション・サンプリングを導入する平成 32 年 1 月分以降、新旧指数をそのまま接続させる。経過期間中も、新旧計数をそのまま接続させる。利用者のわかりやすさやニーズに配慮しつつ、ギャップの有無・程度や見方等に関する情報も、併せて提供する予定。



6 交代しない事業所のデータを用いた継続指数を作成。

平成 30 年 1 月分調査から、前年同月と共通の調査対象事業所のデータを用いて継続指数を参考値として作成